毎週月.水. 金曜日発行

# 富山県報

平成28年9月30日

号 外(2)

目 次

規 則

○富山県事務委任規則の一部を改正する規則

訓令

○富山県事務決裁規程及び富山県文書管理規程の一部を改正する訓令

2

1

.....規 規 .......則

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。 平成28年9月30日

富山県知事 石 井 降 一

### 富山県規則第47号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則(昭和34年富山県規則第35号)の一部を次のように改正する。 第2条第4号キ中「加える」を「行う」に改める。

第4条第1号テ中「加え」を「行い」に改め、同条第2号セ中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同号に次のように加える。

- ソ 児童虐待の防止等に関する法律第13条第2項の規定により必要な助言を行 うこと。
- タ 児童虐待の防止等に関する法律第13条第3項の規定により委託すること。
- チ 児童虐待の防止等に関する法律第13条の2の規定により安全の確認及び指導、助言その他の必要な支援を行うこと。

第8条第2号ウ、エ、カ及びキ中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第2条第4号キ、第4条

第1号テ並びに第8条第2号ウ、エ、カ及びキの改正規定は、公布の目から施行す る。

(人事課)

## ·////

富山県事務決裁規程及び富山県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように 定め、公表する。

平成28年9月30日

富山県知事 石 井 降

#### 富山県訓令第11号

本 庁 出先機関

富山県事務決裁規程及び富山県文書管理規程の一部を改正する訓令 (富山県事務決裁規程の一部改正)

第1条 富山県事務決裁規程(昭和62年富山県訓令第3号)の一部を次のように改 正する。

別表第2の1の表厚生部障害福祉課の項出先機関の長専決事項の欄中

身体障害者更生相談 所

- (1) 身体障害者手帳 の交付に関するこ と。
- (2) 公職選挙法施行 令第59条の2第1 号の規定による証 明に関すること。 黒部学園及び砺波学 粛

障害者相談センター

- (1) 身体障害者手帳 の交付に関するこ と。
- (2) 公職選挙法施行 令第59条の2第1 号の規定による証 明に関すること。
- (3) 療育手帳の交付 に関すること(児 童相談所の所掌に

次に掲げる事項の 支出負担行為及び支 出命令に関すること。 ア旅費 イ 1件 500万円 未満の負担金、 補助及び交付金 知的障害者相談セン ター 療育手帳の交付に 関すること(児童相 談所の所掌に係るも のを除く。)。

係るものを除く。)。 を 黒部学園及び砺波学

次に掲げる事項の 支出負担行為及び支 出命令に関すること。 ア旅費 イ 1件 500万円 未満の負担金、

補助及び交付金

に改める。

別表第3の(2)の表中

身体障害者更 生相談所長

所 長 代 理

を

障害者相談セ ンター所長

所長があらか じめ指定する 職員

に、

知的障害者相 談センター所 長

次 長 所長があらか じめ指定する 職員

次

長

に改める。

(富山県文書管理規程の一部改正)

第2条 富山県文書管理規程(昭和62年富山県訓令第4号)の一部を次のように改 正する。

身体障害者更生相談所 別表第2中 身相

障害者相談センター 障相 リハビリテーション線・こども菱センターリハ支 知セ

リハビリテーション病院・こども支援センター

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(人事課)

平成28年9月30日印刷発行

発 行

富